

中予地域自殺未遂者相談支援事業実施要領

1. 事業の目的

自殺未遂者が保健所等の相談支援窓口と関わりを持ち、その支援を受けることで再度の自殺企図や既遂を防ぐことを目的とする。

2. 対象者

自殺未遂（自損行為）にて松山圏域二次救急医療機関等（以下、医療機関という）に搬送された本人及びその家族等のうち、保健所による相談支援を希望し、かつ個人情報情報を保健所に提供することに同意が得られた者とする。

ただし、次にあげるような場合は対象外とする。

- (1) 精神障害が疑われ緊急対応が必要なもの
- (2) その他、本事業に適さないと認められるもの

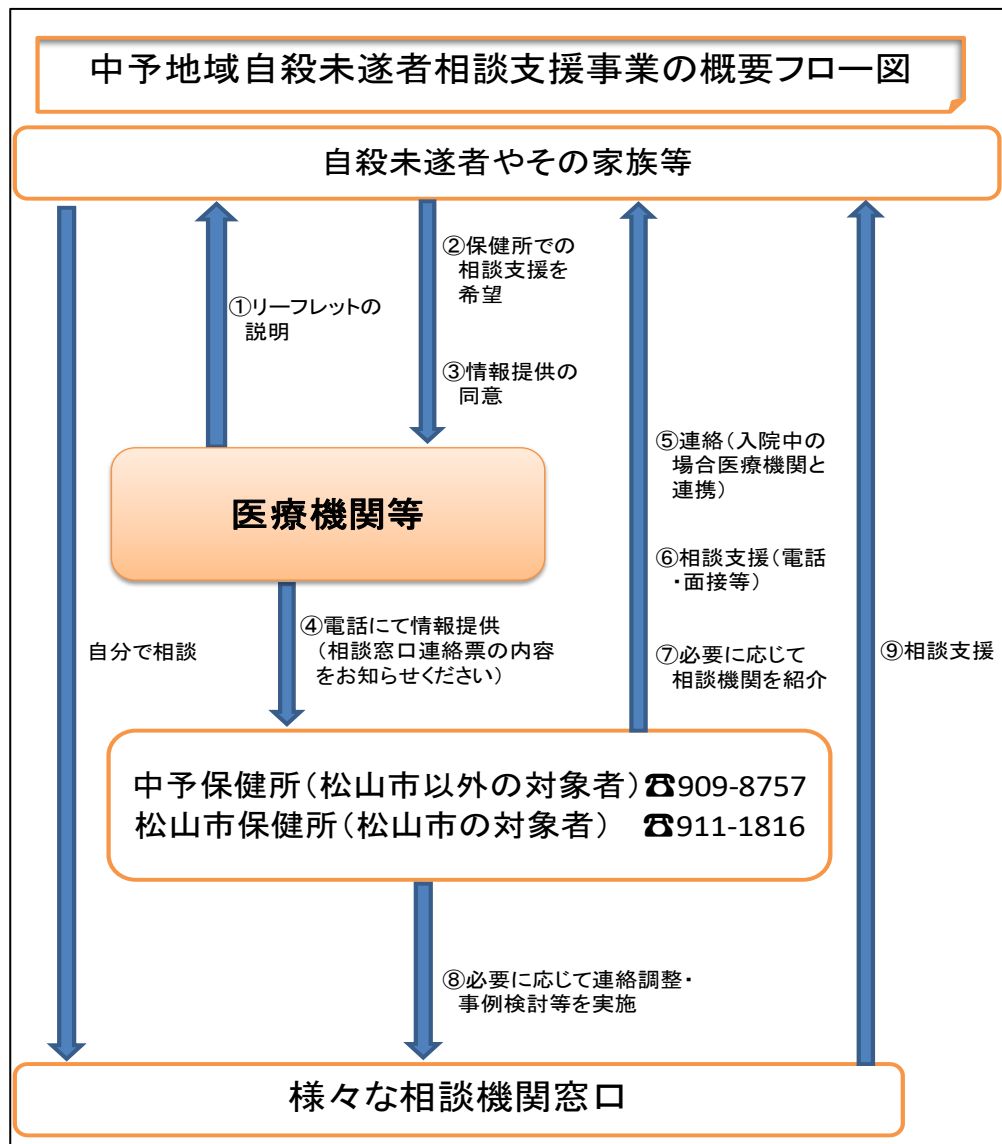
3. 事業内容

- (1) 医療機関は、「中予地域自殺対策リーフレット」を活用し、対象者の居住地を担当する保健所への相談を勧める。なお、居住地が松山市以外の対象者は中予保健所、松山市の対象者は松山市保健所（以下、担当保健所という）が担当となる。
- (2) 対象者が担当保健所への相談を希望し、かつ個人情報情報を担当保健所へ提供することに同意した場合、医療機関は別紙1に基づいて本人及び家族等から聞き取りを行い、その内容を電話により担当保健所へ連絡する。ただし、担当保健所の受付時間は土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、平日の8時30分～17時15分とする。
- (3) 連絡を受けた担当保健所は、可能な限り、対象者が医療機関入院中に相談支援を行う。すでに退院している場合は家庭訪問等にて相談支援を行う。その後、必要に応じて適切な相談支援窓口へつなぐ。
- (4) 外来対応となった場合や、対象者から個人情報提供の同意が得られない場合、医療機関は対象者に「中予地域自殺対策リーフレット」を渡し、相談支援を希望する場合は対象者から直接、担当保健所へ連絡するよう伝える。
- (5) 担当保健所は、家庭訪問等による相談支援を行った後は、別紙2により当該医療機関へ支援状況を連絡する。

4. 事業実施担当

- (1) 相談支援は、対象者の居住地に応じて担当保健所が実施する。
 - ①居住地が松山市以外の対象者 : 愛媛県中予保健所健康増進課精神保健係
電話 089-909-8757（内線 260）
 - ②居住地が松山市の対象者 : 松山市保健所保健予防課精神保健担当
電話 089-911-1816
- (2) 事業に関する問い合わせは、中予保健所が対応する。

5. 事業概要図



6. 医療機関連絡先一覧

	名称	電話		名称	電話
1	梶浦病院	943-2208	9	松山赤十字病院	924-1111
2	愛媛生協病院	976-7001	10	奥島病院	925-2500
3	松山市民病院	943-1151	11	渡辺病院	973-0111
4	済生会松山病院	951-6111	12	南松山病院	941-8255
5	松山笠置記念心臓血管病院	941-2288	13	松山城東病院	943-7717
6	愛媛医療センター	964-2411	14	愛媛県立中央病院	947-1111
7	平成脳神経外科病院	905-0011	15	愛媛大学医学部附属病院	964-5111(昼間) 960-5210(夜間)
8	野本記念病院	943-0151	16	松山まどんな病院	089-936-2461

附 則（施行日）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。